

3監第157号
令和4年3月28日

福島市議会議長 真田広志様
福島市長 木幡浩様
福島市教育委員会教育長 古関明善様

福島市監査委員 井上安子
同 遠藤和男
同 小野京子
同 大平洋人

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定による定期監査及び財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の対象及び監査対象期間

教育委員会

令和3年4月から令和3年10月までの執行業務

第2 監査の実施期間

令和3年11月17日から令和4年3月28日まで

第3 監査した委員

井上安子、遠藤和男、小野京子、大平洋人

第4 監査の方法

重点監査事項である「収入事務」及び前回の指摘事項等については、内部統制の整備状況及び運用状況について、提出を求めた資料や関係職員からの説明・聴取により有効性を評価し、リスクの程度に応じて実施した。

また、その他に関してはあらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、財務関係諸帳簿との照合による書面審査、備品確認、つり銭確認及び金庫確認を実施した。

第5 監査の結果

- ・こむこむ館使用料において、行政財産使用料を算出の際、福島市行政財産使用料条例第2条ただし書きにより使用料を定めるものについて、市長決裁を受けていなかった。
- ・前回同様、今回も事務処理の遅れにより、行政財産の目的外使用許可について、使用許可をしていないものがあった。
- ・県が国から使用許可を得た用地の一部に設置した市の工作物について、設置に必要な使用許可申請等を行っていなかった。

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の対象及び監査対象期間

議会事務局

令和3年4月から令和3年10月までの執行業務

第2 監査の実施期間

令和3年11月17日から令和4年3月28日まで

第3 監査した委員

井上安子、遠藤和男、小野京子、大平洋人

なお、小野京子監査委員及び大平洋人監査委員は政務活動費について、
地方自治法第199条の2により除斥した。

第4 監査の方法

重点監査事項である「収入事務」及び前回の指摘事項等については、内部統制の整備状況及び運用状況について、提出を求めた資料や関係職員からの説明・聴取により有効性を評価し、リスクの程度に応じて実施した。

また、その他に関してはあらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、財務関係諸帳簿との照合による書面審査、備品確認及び金庫確認を実施した。

第5 監査の結果

執行業務はおおむね適正に処理されていると認められた。

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の対象及び監査対象期間

会計課

令和3年4月から令和3年10月までの執行業務

第2 監査の実施期間

令和4年11月17日から令和4年3月28日まで

第3 監査した委員

井上安子、遠藤和男、小野京子、大平洋人

第4 監査の方法

重点監査事項である「収入事務」及び前回の指摘事項等については、内部統制の整備状況及び運用状況について、提出を求めた資料や関係職員からの説明・聴取により有効性を評価し、リスクの程度に応じて実施した。

また、その他に関してはあらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、財務関係諸帳簿との照合による書面審査、つり銭確認及び金庫確認を実施した。

第5 監査の結果

執行業務は適正に処理されていると認められた。